

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2022 年 12 月 22 日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

外部評価機関（日本格付研究所、格付投資情報センターなど）による評価を受けていることを確認の上、投融資を行います。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資のうち、一部については外部評価を受けております。外部評価を受けていないその他の投融資については、発行体・主幹事(証券会社)からのニュースリリースや発行案内、目論見書等により、上記基準に適合したグリーンボンドであることを確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。)

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

外部評価機関(日本格付研究所、格付投資情報センターなど)による評価を受けていることを確認の上、投融資を行います。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。)

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

外部評価機関（日本格付研究所、格付投資情報センターなど）による評価を受けていることを確認の上、投融資を行います

5. トランジション・ファイナンス

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

外部評価機関（日本格付研究所、格付投資情報センターなど）による評価を受けていることを確認の上、投融資を行います。

Ⅱ. I. に準じる投融資

1. 類型その1

（1）対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- 資金使途が再生可能エネルギー事業に限定された貸付、債券または出資等のうち、以下のいずれかのもの。
- ・FIT 法に基づく事業認定を受けたもの
 - ・環境アセスメントを受けたもの

（2）上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

「資金使途」及び「FIT 法に基づく事業認定の有無」または「環境アセスメ

ント取得の有無」の確認により、基準への適合性を判断しております。

なお、上記対象投融資のうち、「太陽光発電事業向け融資」は、当行内で制度化し、独自のローン商品として運用しているものです。案件採択にあたり、チェックシートを用いて各種要件（資金使途、FIT 法に基づく事業計画の認定等）を確認することで、基準への適合性を確認しております。

2. 類型その2

（1）対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブインパクトファイナンス」（資金使途が限定されていない融資）次の4つの要件をすべて満たす融資であること

- ①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ②融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
- ③融資の実行期間中、融資先自身が KPI の達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④融資先のインパクト評価およびその結果の開示を行う仕組みの構築が、ポジティブ・インパクト・ファイナンスとして、独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

（2）上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

基準への適合性については、当該投融資において気候変動への取り組みを推進するためのインセンティブを組み込み、その仕組みが外部機関等との協業などを通じて担保できているかを確認の上、判断しております。

以 上